

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○昭和五十二年宮城県告示第三百八十七号（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定）の一部改正	（環境対策課）	一
○生活保護法による施術者の指定	（社会福祉課）	一
○県営土地改良事業の工事の完了（七件）	（農村振興課）	二
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）	（水産林政総務課）	三
○道路の区域変更（四件）	（道路課）	三
○道路の供用開始（四件）	（同）	四
○土地区画整理組合の解散の認可	（都市計画課）	五
○土地区画整理事業の換地処分の届出	（同）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（契約課）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（警察本部会計課）	五
○教育委員会定例会の開催	（教育委員会）	六
○公安委員会	（公安委員会）	六
○道路交通法第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者講習の実施について		六

告 示

○宮城県告示第五百五十六号

昭和五十二年宮城県告示第三百八十七号（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定）の一部を次のように改正し、令和六年九月一日から施行する。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

題名を次のように改める。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

本則中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に、「第一の表」を「第一の一」に、「あてはめる」を「当てはめる」に改め、「なお、関係図面は、関係市役所、関係町村役場、関係保健所及び宮城県庁（環境生活部環境対策課）において縦覧に供する。」を削る。

地域の類型及び類型をあてはめる地域の表を次のように改める。

地域の類型及び類型を当てはめる地域

地域の類型	地 域
I	東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ三百メートル以内の区域（以下「沿線区域」という。）のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用区域、第二種低層住居専用区域、田園住居地域、第一種中高層住居専用区域、第二種中高層住居専用区域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びにその他用途地域以外の地域の全部（別図に示すとおりとする。）ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地、線路等用地及び河川区域を除く。
II	沿線区域のうち、都市計画法第八条第一項第一号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにその他用途地域以外の地域の全部（別図に示すとおりとする。）ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地、線路等用地及び河川区域を除く。

備考 「別図」は省略し、関係市役所、関係町村役場、関係保健所及び宮城県庁（環境生活部環境対策課）において縦覧に供する。

別表第一及び別表第二を削る。

○宮城県告示第五百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む

む)の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	牛木 春彦	牛木整骨院	住所又は施術所の所在地	角田市角田字町一七九一三	指定年月日	令和六年七月八日
-----	-------	-------	-------------	--------------	-------	----------

○宮城県告示第五百五十八号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	銭神	事業の名称	農業競争力強化基盤整備事業(水利施設整備事業(基幹水利施設整備型))	工事完了年月日	令和五年五月二十二日
-----	----	-------	------------------------------------	---------	------------

○宮城県告示第五百五十九号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	千刈江	事業の名称	区画整理事業(農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業(経営体育成型))	工事完了年月日	令和五年六月八日
-----	-----	-------	--------------------------------------	---------	----------

○宮城県告示第五百六十号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	田尻西部	事業の名称	区画整理事業(農業競争力強化農地整備事業(担い手育成型))	工事完了年月日	令和六年三月十五日
-----	------	-------	-------------------------------	---------	-----------

○宮城県告示第五百六十一号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	江合左岸	事業の名称	区画整理事業(農業競争力強化農地整備事業(担い手育成型))	工事完了年月日	令和六年三月十五日
-----	------	-------	-------------------------------	---------	-----------

○宮城県告示第五百六十二号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	清水川北浦	事業の名称	区画整理事業(農業競争力強化農地整備事業(経営体育成型))	工事完了年月日	令和六年三月十五日
-----	-------	-------	-------------------------------	---------	-----------

○宮城県告示第五百六十三号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	高城	事業の名称	区画整理事業(農山漁村地域整備交付金(農地整備事業))	工事完了年月日	令和五年四月十一日
-----	----	-------	-----------------------------	---------	-----------

○宮城県告示第五百六十四号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の第三項の規定により公告する。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東鹿原	地区名	事業の名称	区画整理事業（農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業））	工事完了年月日	令和六年四月十八日
-----	-----	-------	-------------------------------	---------	-----------

○宮城県告示第五百六十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県第百九十九加入区	加入区の名 称	平成十九年宮城県告示第百十八号（漁業災害補償法）に基づき加入区に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の松島支所の地区のうち手樽の区域	区域	令和六年八月六日	同意成立の届出年月日	宮城県松島町手樽字梅ヶ沢二十二丁目一宮城郡松島町手樽字鈴木孝一ノ浦二十一丹野 裕太	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和三十一年政令第二百九十三号）第十八条の四に規定する特定かき養殖業	区域内特定養殖業者数	二人
-------------	---------	--	----	----------	------------	---	------------	--------	---	------------	----

○宮城県告示第五百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年八月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三四二号
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の幅員（メートル）		敷地の延長（メートル）
	前	後	
登米市中田町浅水字水越玉山七六番七地先から同市中田町浅水字水越玉山七六番七地先まで	六・四	一五・六	一六〇・〇
	二〇・六	二五・四	一六〇・〇

○宮城県告示第五百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年八月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻鮎川線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の幅員（メートル）		敷地の延長（メートル）
	前	後	
石巻市萩浜字田ノ浜山一番一地先から同市萩浜字田ノ浜山一番一地先まで	一三・三	一八・〇	三四・三
	一三・七	一八・四	三四・三
石巻市清水田浜尾崎三九番一五地先から同市清水田浜尾崎三九番三五地先まで	一一・三	三八・二	三九・二
	三三・三	五三・〇	三九・二
石巻市給分浜大房一八番一地先から	二〇・四	三二・九	二九・九

同市給分浜清水川四番七地先まで	後	二〇・四、 三三・三	二九・九
-----------------	---	---------------	------

○宮城県告示第五百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年八月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻鹿島台色麻線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
黒川郡大衡村駒場字坂下三四番九地先から 同郡同村駒場字下田畑三五番地先まで	前	六・五、 一六・三	六・七、 二三・一	三七九・一
	後			三七九・一

○宮城県告示第五百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年八月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 最上小野田線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	-------	-----------------	-----------------

加美郡加美町木舟字新館前二〇番二地先から 同郡同町小泉字大道三九番二地先まで	前	八・九、 一四・八	二五・二
	後	一一・一、 一四・八	二五・二

○宮城県告示第五百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年八月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四二号	登米市中田町浅水字水越玉山七六番七地先から 同市中田町浅水字水越玉山七六番七地先まで	令和六年 八月三十日

○宮城県告示第五百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年八月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市萩浜字田ノ浜山一番一地从先から 同市萩浜字田ノ浜山一番一地从先まで 石巻市清水田浜尾崎三九番一五地先から 同市清水田浜尾崎三九番三五地先まで 石巻市給分浜大房一八番一地从先から 同市給分浜清水川四番七地先まで	令和六年 八月三十日

○宮城県告示第五百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年八月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道 石巻鹿島台 色麻線	黒川郡大衡村駒場字坂下三四番九地先から 同郡同村駒場字下田畑三五番地先まで		令和六年 八月三十日

○宮城県告示第五百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年八月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道 最上小野田線	加美郡加美町木舟字新館前二〇番二地先から 同郡同町小泉字大道三九番二地先まで		令和六年 八月三十日

○宮城県告示第五百七十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

利府町新太子堂土地区画整理組合

二 事務所の所在地

宮城郡利府町利府字新館九番地

三 解散事由

事業の完成

四 解散認可の年月日

令和六年八月二十六日

○宮城県告示第五百七十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第一百三十三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

富谷市明石台東土地区画整理事業

二 施行者の名称

富谷市明石台東土地区画整理組合

三 事務所の所在地

富谷市明石台七丁目一番地三

四 換地処分の年月日

令和六年八月七日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 液晶ディスプレイ 二千三百二十五台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和六年七月三十一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 カンタム情報システム株式会社 宮城県仙台市若林区荒井五丁目十五番三号

五 落札金額 三千百九十六万八千七百五十円（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和六年六月二十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和六年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察WAN用端末装置貸借(R6W12)一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和六年八月二十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 八千二百二十四万九千二百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和六年七月五日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和六年八月三十日

宮城県教育委員会

教育長 佐 藤 靖 彦

一日 時 令和六年九月三日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 教育功績者表彰について

第二号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について

第三号議案 県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部改正について

第四号議案 職員の内申について

第五号議案 宮城県指定文化財の指定について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二二二二一三六一一)

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第百十二号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者講習について、確認事務の委託の手続等に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第二十三号)第六条の規定により、次のとおり実施する。

令和六年八月三十日

宮城県公安委員会

一 実施日時

(一) 講習

令和六年十一月二十六日(火)及び同月二十七日(水)の二日間

各日午前九時から午後五時十五分まで

(二) 修了考査

令和六年十二月四日(水)午前九時十分から午前十時十分まで

二 実施場所

(一) 講習

宮城県仙台市青葉区本町二丁目十二番七号 ハーネル仙台

(二) 修了考査

講習場所と同じ

三 駐車監視員資格者講習の受講手続

(一) 申込書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 一通

駐車監視員資格者講習受講申込書(以下「受講申込書」という。)は、令和六年十月一日(火)から同月三十一日(木)までの間に、宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係(午前九時

から午後五時まで）及び宮城県内の各警察署交通課（午前九時から午後四時まで）において配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日をいう。）を除く。

イ 写真 一枚

申込前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの

※ 申込書類は県警ホームページの本講習ページよりダウンロード可能

(二) 申込期間

令和六年十月一日（火）から同月三十一日（木）の午前九時から午後五時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(三) 申込先

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

(四) 申込方法

本籍、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先を記載した受講申込書を前記(三)の申込先に提出又は郵送すること。（郵送については、令和六年十月三十一日までの消印のあるものに限りに受け付ける。）

(五) 手数料

二万円分の宮城県収入証紙を受講申込書に添付すること。

なお、受講手数料は、原則として申込書類の受付後は返却しない。

四 講習時の携行品

(一) 駐車監視員資格者講習受講票（駐車監視員資格者講習日までに受講申込書に記載の住所宛てに郵送する。）

(二) 筆記用具（講習用テキストは駐車監視員資格者講習日に配布する。）

五 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査終了後、当該修了考査会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、当日、合格者には駐車監視員資格者講習修了証明書を交付し、駐車監視員資格者証の交付申請手続について教示する。

六 その他

(一) 駐車監視員資格者講習は、道路交通法第五十一条の十三第一項の駐車監視員資格者証の交付を

受けるための講習であり、二日間（十四時間）の講習を受講後、修了考査（二時間）に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

(二) 駐車監視員資格者証の交付を申請しようとする者は、当該申請に係る交付手数料（九千九百円）が別途必要である。

(三) 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第五十一条の十三第一項第二号に掲げるいずれかの事項に該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。

(四) 駐車監視員資格者証の交付を受けても、道路交通法第五十一条の八第一項に規定する確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動できない。

(五) 受講人数は、定員を二十名としているので、申込期間中であっても定員に達したときは、申込受付を締め切る。

七 受講に関する問合せ先

宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話 〇二二二二二二一七七一 内線五一四三